

告 示

埼玉県告示第七百六十五号

令和五年六月二日付け埼玉県告示第六百六十八号で告示した児玉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和五年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕